

「なるほど！介護保険」の変更点について

『なるほど！介護保険』（令和3年5月発行）の内容が一部変更となりましたので、読み替えてご対応くださいますようお願いいたします。

6 ページ

●申請に必要なもの

変更前	変更後
40～64歳の方は健康保険の保険証	健康保険の保険証 ※国民健康保険・後期高齢者医療保険の方は必要ありません

9 ページ

●福祉用具の購入

⑥排泄予測支援機器

※令和4年4月1日から福祉用具の種目が追加されました。

●福祉用具の貸与

●福祉用具の購入

令和6年4月から一部の福祉用具について、貸与と購入の選択制となります。

利用に当たっては、ケアマネジャー等に御相談ください。

【選択制の対象となる福祉用具の種目・種類】

①固定用スロープ ②歩行器（歩行車を除く）③単点杖（松葉づえを除く）④多点杖

12 ページ

●介護予防訪問サービス→指定相当訪問型サービス

13 ページ

●介護予防通所サービス→指定相当通所型サービス

利用者負担の目安 1か月当たり（1割負担の場合）

①要支援1、事業対象者…1,798円（1,798単位）

②要支援2…3,621円（3,621単位）

●くらし元気アップ事業

利用者負担の目安 1回当たり（1割負担の場合）

①2時間以上3時間未満…260円（260単位）

②3時間以上…341円（341単位）

●短期集中レベルアップ事業

利用頻度 週2回、期間3か月

15～17ページ

●担当課の変更：健康増進課

TEL：0258-39-7508

FAX：0258-39-5222

22・23ページ


9 保険料の決まり方と納め方

保険料の決まり方については、令和6年度から第9期（令和6年度～令和8年度）の保険料に改定されます。

令和6年度の年間保険料額は、7月中旬に確定通知書を送付する予定です。

27ページ

●フェニックスネット：QRコードの変更

	令和4年3月31日まで	令和4年4月1日以降
登録用 QRコードの変更	電子申請システム用の QRコード	Logo フォーム用のQRコードに変更 

28ページ

●担当課の変更

	変更前	変更後
中之島支所	市民生活課	地域振興・市民生活課
越路支所	市民生活課	地域振興・市民生活課
三島支所	市民生活課	地域振興・市民生活課
小国支所	市民生活課	地域振興・市民生活課
寺泊支所	市民生活課	地域振興・市民生活課
与板支所	市民生活課	地域振興・市民生活課
川口支所	市民生活課	地域振興・市民生活課

※ 「山古志支所」「和島支所」「栃尾支所」の担当課に変更はありません。

●高齢者基幹包括支援センター FAX番号の変更

変更前	変更後
89-6102	39-2603